X線テレビシステム保守点検業務委託仕様書

市立宇和島病院における医療機器等の保守点検について、市立宇和島病院を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり仕様を定め業務を委託する。

記

第１　対象機器

製造会社　：　島津メディカルシステムズ㈱

機器名称　：　SONIAL VISIN G4

台数構成　：　1台

設置場所　：　X線テレビ室3（泌尿器科用）

取得年度　：　令和6年度（令和7年3月25日）

第２　委託期間

令和8年4月1日　～　令和11年3月31日

第３　契約条件

１　契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため次の点検を行うこと。

定期保守点検(平日のみ)	年2回
24時間オンコール対応	無償
24時間オンサイト対応	無償

２　点検は、製造会社の定める定期点検整備項目に従って実施すること。

３　乙は、点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、その都度決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

４　乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨を報告するとともに、乙の所定の様式により報告書を提出すること。

５　定期点検のほか、緊急に修理を要する時には、甲の申請により乙が緊急に出張し、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

６　本契約の対象となる、修理及び修理部品、消耗品等は次のとおりとする。

修理・交換部品（FPD（フラットパネル）、X線管球含む）　　無償
消耗品（モニター等）、特別付属品（モニタ懸垂等）　　有償
※天板マットが劣化・破損と担当者が判断した場合交換すること。

7　委託料の支払いは、次のとおり支払うものとする。なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適法と認定したときに支払請求書を受理したものとする。
期間内　6回　（令和8年度2回、令和9年度2回、令和10年度2回）

8　乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償はこれを負担しないものとする。

9　本業務について再委託を行う場合は、あらかじめ再委託を行う予定者を定めるとともに、履行につい証明できる書類を添付すること。

１０　本仕様書に定めのない事項については、双方の協議のうえ、その都度決定する。